

令和2年度 第1回 青森県地球温暖化対策推進協議会

日時 令和2年7月28日（火）

10:00～11:00

場所 青森県庁西棟8階中会議室

(司会)

本日は、皆様、お忙しいところをお集まりいただきましてどうもありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から令和2年度第1回青森県地球温暖化対策推進協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、青森県環境生活部長の佐々木から御挨拶申し上げます。

(佐々木部長)

青森県環境生活部長の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして御挨拶させていただきます。

本日は、皆様、お忙しいところを御出席いただきましてありがとうございます。皆様には本県の環境行政の推進につきまして、日ごろから格別の御理解と御協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて令和2年7月豪雨と言われておりますけれども、まだ本日も各地で大雨が降っているという状況でございます。日本全国各地で甚大な被害がもたらされているという状況でございます。

地球温暖化による気候変動に伴いましては、これまでの想定を超えるような豪雨や洪水などの自然災害が頻発する恐れがあると指摘されておりましたが、この自然災害に留まらず、地球温暖化による影響というものは様々な方面で影響が懸念されております。

本県では青森県地球温暖化対策推進計画に定めまして、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で31%削減するという目標の達成に向けまして、計画に掲げるリーディングプロジェクトに基づいて、温室効果ガス排出量削減対策、いわゆる緩和策を推進してまいりました。今後は気候変動の影響による被害を回避、軽減する、いわゆる適応策についても積極的に推進していく必要がございます。

また平成30年12月に施行されました気候変動適応法におきましては、都道府県に地域気候変動適応計画の策定の努力が求められておりますことから、県では今年度中に本県における地域気候変動適応計画といたしまして青森県気候変動適応取組方針を策定したいと考えております。このため、本日の会議

では青森県地球温暖化対策推進計画の進捗状況と併せまして、青森県気候変動適応取組方針の素案についても議事に挙げさせていただきました。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見、御提言を賜わりますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

新型コロナ対策ということで、本日は1時間という会議になります。事前に資料をお配りしておりますが、説明の方はできるだけ短くして進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では本日はよろしくお願い申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。

ただ今もありましたとおり、本日は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会議終了時刻を11時とさせていただきます。気候変動適応取組方針素案を中心に御議論をお願いしたいと考えております。どうぞ御理解、御協力をお願いいたします。

それでは議事に移ります。本協議会設置要綱第5第2項の規定に基づきまして、本協議会の神本会長に議長として進行をお願いいたします。

では会長、よろしくお願い致します。

(神本会長)

今、御説明がありましたとおり、今日は地球温暖化の適応策を中心に議論をしていただきたいと思います。温暖化の緩和についてはクリーンなエネルギーと省エネルギー、これはセットで非常に大事なものでございますが、温暖化そのものについては緩和策と適応策が非常に重要です。また、グローバルな課題ですけれども、地域が行動しないといけないということで、地域の取り組みが非常に重要なことでもあります。

それと、緩和策に比べて適応策というのは非常にカバーする範囲が広いものですから、ここにお集まりの委員の方々から貴重な御意見を賜りながら進めていきたいと思っておりますので、限られた時間ではございますけれども、どうぞよろしくお願い致します。

今日の議題に入りますけれども、議事の(1)と議事の(2)でございますが、これにつきましては資料1から資料4になりますが、御説明は省略されるということですので、まずは議事の(1)と(2)について特に確認をしたいことがございましたらお願いします。

後程、全部まとめて議論をするところで御発言をいただいても結構ですけれども、今、ここで御発言がありましたら挙手をお願いしたいと思います。

【特に無し】

(神本会長)

よろしいでしょうか。それでは、後でまとめてということをお願いしたいと思います。

議事の(3)に入りますが、青森県気候変動適応取組方針(素案)についてということで、説明をお願いいたします。

(事務局)

昨年度の協議会の場で、青森県として気候変動適応計画を作るということをお話させていただいたところでしたけれども、具体的に形が見えてきたところでしたので、今回、ここで御説明をさせていただくこととしております。

資料5を御覧ください。ここまでの流れと今後のスケジュールについて説明をした後に素案の説明に入らせていただきます。

資料5の1番、地域気候変動適応計画策定の法的根拠ということで、2018年12月に気候変動適応法が施行されております。法の第12条におきまして、都道府県及び市町村は地域気候変動適応計画を策定するよう努めるものとするということで、努力義務としての規定がされているところです。

また点線で囲っているところは、気候変動適応法における「気候変動適応」の定義になります。第2条第2項に定義されておりますけれども、「気候変動影響に対応して、これによる被害の防止または軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展または自然環境の保全を図ることをいう。」と定義されています。

続きまして2、経緯といたしまして、これまでの青森県における適応に関する動きになります。まず2018年3月、青森県地球温暖化対策推進計画が改定されました。この改定に併せ、第8章として地球温暖化への適応策の章を設け、青森県における適応策の必要性や方向性を示しました。

そして昨年、2019年7月の協議会におきまして、気候変動適応法が施行されたことを踏まえ、青森県における地域気候変動適応計画として青森県気候変動適応取組方針を策定し、法定計画とするということで御説明しました。

その後、8月には庁内会議である、あおもり低炭素社会づくり庁内推進会議の幹事会におきましても、取組方針を策定していくという旨、庁内に説明をしたところでございます。

年が明けまして2020年2月、2回目の幹事会におきましては庁内の関係課に対して、気候変動適応の動向や取組方針の骨子案について説明をしました。

また3月に、素案作成に係る庁内照会ということで、適応策は環境部局だけでなく様々な部局にまたがって行われていますので、庁内各課の所管する施策のうち、適応策に該当するものを抽出するため庁内全体へ照会をしました。その結果等をもとに、今年7月、取組方針の素案を作成して、今、この場でお示ししているところです。

今後の進め方につきましては、2ページにスケジュールがありますので、こちらを御覧ください。今回ここでいただいた意見を基に、幹事会で庁内の意見もいただき、それをもって取組方針案のたたき台を作成する流れになります。このたたき台も、庁内のワーキンググループでの検討を経た後、11月に予定している第2回協議会にて御意見等をいただき、第2回幹事会で検討の上、最終案を作成していきたいと考えております。

案が取りまとまった後は、県の環境審議会に報告し、パブリック・コメントを実施した後に諮問・答申を経て、本年度の3月に庁内推進本部において取組方針を決定するといった流れで進めていきたいと考えています。

1ページに戻っていただきまして、一番下に、他の自治体の地域気候変動適応計画の今日現在の策定状況を示しています。策定済みが44件、21道府県と23市となっております。また東北では岩手県、秋田県、宮城県が策定済みです。

続きまして、資料6で方針の素案について御説明します。

今回は適応策そのものの個別の紹介というよりは、全体の構成を中心に御説明したいと思います。

1ページを御覧ください。青森県気候変動適応取組方針策定の趣旨を(1)に示しております。まず世界の動向としてIPCC、国連の気候変動に関する政府間パネルの第5次評価報告書では、「緩和」だけでなく「適応」を推進するということが求められているということ、またそれを受けて、国においては2018年12月に「気候変動適応法」が施行されて、各主体の役割の明確化や適応策を推進するための枠組みが整備されたところです。

青森県におきましては、2018年3月に改定した推進計画において、適応策についても、進行管理の仕組み等を検討し、推進していくことを示したところです。

このような状況を踏まえ、今回、現時点での青森県における気候変動への適応策を取組方針として取りまとめたところです。これをもって県の推進計画における目指す姿の実現に向け、適応と緩和を両方推進していくという趣旨になっております。

(2)の取組方針の位置付けとしては、気候変動適応法第12条に規定する地域気候変動適応計画として位置付けることにしております。また、青森県に

おける環境分野の基本的な計画である「青森県環境計画」を推進・発展していくための行動計画の性格も併せ持つものとして位置付けするところでございます。

(3) の取組期間に関しましては、国の気候変動適応計画に準じまして、今後概ね5年間と設定いたします。また、国の適応計画の見直しや施策展開の動向を踏まえて、必要に応じて見直しをしていくこととして考えております。

続きまして2ページを御覧ください。取組方針策定の背景ということで、まずは適応に入る前に地球温暖化とは何ぞやというところで、地球温暖化のメカニズムから説明しております。(1) のメカニズムと(2) の地球温暖化の原因、こちらに関しましては県の地球温暖化推進計画と同様の記載になっております。こちらの説明については割愛させていただきます。

3ページの(3) を御覧ください。「緩和」と「適応」ということで、地球温暖化対策としては原因となる温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和」、こちらに関しては世界的に取り組んできているところです。ただ、それでも最大限に緩和を進めても気候変動の影響は避けられないということが示されているところでございます。

そういった状況を踏まえまして、今後は「緩和」だけでなく、既に現れている影響、また中長期的な避けられない影響を回避・軽減する「適応」、こちらを両輪として推進することが求められています。

図1-4の緩和と適応の図、こちらは環境省の説明でも使われていますが、緩和は温室効果ガスの排出抑制、適応は被害の軽減、これを同時に進めていくことが求められているというものです。

続きまして4ページ。(4) では気候変動に係る世界の動向としまして、最近の世界における動向について記載しております。先程の趣旨のところでも触れましたIPCCの第5次評価報告書の話ですとか、あとは2015年12月のCOP21、気候変動枠組条約第21回締約国会議におきまして、パリ協定が採択され、2016年11月に発効されました。このパリ協定におきましては、「産業革命前からの世界の気温上昇を2℃未満に抑えること並びに気温上昇を1.5℃までに制限するための努力を継続する」といった目標達成に向けて、緩和に関する事項のほか、適応に関しても長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出等が規定されたところでございます。

また2018年12月のCOP24では、この適応報告書の記載事項等を含むパリ協定の実施方針が採択されているところでございます。

続いて(5) 国の動向ですが、2015年3月に中央環境審議会では、気候変動の影響を整理した「日本における気候変動による影響の評価に関する報告

と課題について」という報告書を取りまとめました。この報告書では、様々な気候変動の影響が顕在化しているということが示され、また将来に関しては、気温の上昇や大雨頻度の増加、降水日数の減少、海面水温の上昇、大雨による降水量の増加といった、様々な面で多様な影響が生じる可能性があるということが明らかにされたところです。

こういった気候変動の様々な影響に対して、政府全体でどのように取り組むかということで、2015年11月には政府として初の「気候変動の影響への適応計画」が策定されました。こちらに関しては法律に定められた計画ではなかったのですが、2018年6月に「気候変動適応法」が公布、12月に施行されたことを受け、2018年11月に国の「気候変動適応計画」が策定されています。この中では情報基盤の整備を行うことと、地方公共団体においては「地域気候変動適応計画」の策定の努力義務や「地域気候変動適応センター」の確保等が規定されているというのが現状でございます。

5ページに移ります。本県の気候の現状と将来予測ということで、こちらも推進計画の方に同様の形で気象の現状と将来予測について載せています。こちらに関してはデータを新しいものに差し替えたもので記載しておりますが、まだちょっと古いものが入っていますので、最終的には最新のデータに置き換える形で考えています。

構成としては、気温の変化、7ページには降水量の変化、8ページには降雪の深さと最深積雪の変化について、青森県における現状と将来予測について記載をしています。詳細については、今回は説明を割愛させていただきます。

10ページ以降が本体といたしますか、メインになります「本県における適応策」となります。

まず(1)としては、「国の気候変動影響評価」ということで、県の評価の前に国の評価を紹介しております。国の中央環境審議会におきましては、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つの分野について、項目ごとに「重大性」、「緊急性」、「確信度」、この3点から影響評価を行っております。こちらは平成27年3月に公表されています。

10ページ、真ん中の表4-1は国の気候変動影響評価結果の概要となります。各項目について重大性、緊急性、確信度についての評価がされているところです。項目数につきましては、下に記載のとおり7分野、30大項目、56小項目になっています。

これを受けましての青森県の評価ということで、11ページを御覧ください。「本県が取り組む分野の選定」ということで、(1)で示した国の影響評価の結果を参考に、本県において想定される気候変動の影響や地域特性を踏まえな

がら、選定条件の①、②の条件に基づいて県が取り組む分野を整理、選定したところでございます。

まず前提条件の①として、「国の評価で重大性が特に大きいもの、緊急性が高いもの、確信度が高い又は中程度と評価されているもののうち、青森県でも気候変動の影響が生じている項目、もしくは今後生じると考えられるもの」については分野として選定する必要があるだろうということで選んでおります。また②として、「国の評価では重大性が高いとなっていなくても、青森県で実際にもう気候変動が生じている又は生じる可能性があるもの」を選定しております。

それを整理した結果を表4-2に整理しております。分野の小項目、国の影響評価と選定条件について示しております、項目数としては7分野、15大項目、33小項目で整理しています。

選定した分野に関して、青森県で予測される気候変動の影響と適応策について、12ページ以降に整理しています。

こちらは分野ごと、大項目、小項目ごとに影響と適応策について取りまとめたものです。影響については○で現状、●で将来の影響予測、適応策に関しましては◇が既存の施策で、これまでに各関係課でやられている施策、◆が今後の方向性ということで、今後進めていくものを記載しています。

何個か紹介しますと、まず一番最初の大項目：「農業」の①水稲は、影響としては低温寡照による冷害、夏季の高温による胴割米の発生が確認されていること。また集中豪雨による冠水ですとか、逆に少雨による用水量不足等が発生しているという状況があり、将来的にはこの頻度が増加することが予測されているというものです。

また、それに対する適応策として、既存の施策としては低温耐性・高温耐性・病害耐性品種の開発ですとか、また水管理技術の励行について、研修会、生産情報で指導をしていく。また今後、既存施策を継続していくという形で適応策を取りまとめているところです。

16ページを御覧ください。こちらには、水環境・水資源ですとか自然生態系の説明が書かれております。自然生態系ですと、全体に共通する内容として、動植物の生息域変化が見られているということで、レッドデータブックの発刊ですとか今後の改訂といった内容が適応策として挙げられているところがございます。

18ページを御覧ください。自然災害・沿岸域ということで、こちらに関しては災害に対する共通の取組ということで、県では地域の防災計画に基づいて災害発生時の体制等を組んでいることや、訓練等によって関係機関との連携強化を行っていること、また、国土強靱化地域計画におきまして、自然災害を設

定して、それを回避するための対応方策を示しているほか、個別の項目についての対策を記載しています。

こういった形で各分野について関係課から情報をいただきまして、整理したところでございます。

最後のページに飛んでいただきまして、取組方針の推進体制です。取組方針については、推進計画に係る推進体制により、「緩和策」とともに「適応策」を推進していきます。具体的には、この協議会において緩和策の状況と併せて適応策の取組状況をお示ししていくという形で進めていきたいと思っております。また、知事を本部長とする推進本部において庁内の部局横断的な取組を推進していきます。

国の適応に関する情報基盤である「気候変動適応情報プラットフォーム」の活用ですとか、法に基づいて設置された「気候変動適応広域協議会」といった会議があるのですが、こちらとの連携による情報収集に努めて、県における適用方針の推進に資することとしております。

「なお」ということで、適応策の評価、こちらにつきましては国際的にも具体的な手法が確立されていないというところであります。現在、国が評価手法や指標について検討を進めているところですので、青森県としては国の検討結果を踏まえて評価手法を検討していきたいと考えているところでございます。

駆け足になりましたけれども、説明を終わらせていただきます。

(神本会長)

どうもありがとうございました。

それでは、ここから皆様の御意見を頂戴したいと思います。御意見のある方。

(外川委員)

青森地方気象台の外川です。

補足という形で気象のお話を少しさせていただきます。

先程、御説明がありましたように、一部古い資料もございまして、例えば6ページを御覧いただくと、気温の表が2つありまして、上の方が今後、世紀末ですね、2076年から2095年、早ければ50年から60年後というお話です。年間の上昇が大体3℃と書かれているのですが、最新のものと4℃から5℃上がると予想されています。

下の表、グラフですが、夏日とか真夏日とか書かれているところですが、こちらも全体的に2倍ぐらい増える予想になっております。

ということで、指標に関しては後程差し替えということでお願いさせていただきます。

それからこの気温の上昇ですが、これまで青森県では100年で1.9℃という上昇率、これは5ページに書かれているのですが、最新の情報では、先程説明した世紀末、早ければ50年から60年先の話ですが、そのころには4～5℃ということで、これまで1.9℃で上昇してきたのが急速に加速するというので、これまでと同様の温暖化対策では間に合わないという話なので、今後も適応策とか、そういうのは協力をしながら進めていきたいなと思っていました。

あともう1つだけ、皆さん、今年の暖冬少雪は御記憶にあると思いますが、これまでで一番暖かくて雪が少ない年でした。特に1月に関して言えば、青森では117年ぶりに平均気温が高かったということです。2℃くらい高かったのですが、大船渡とか気仙沼の冬の気候と同じぐらいのものだと思います。それだけ暖かかったということです。スキー場とか、それから冬で寒くなければならないというお仕事の方は大変苦労されたと思います。一方で住民は雪かきの苦労から解放されたということで、暖かくていいんじゃないかと楽観視する意見も実はあるんです。ただ、私たちは逆に危機感を持っていて、そういう意味では今後の対策、適応策は是非協力をして進めていきたいなと思っておりました。

私からは以上です。

(神本会長)

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

(松野委員)

中小企業団体中央会 レディース会の松野と申します。

今日、御説明を聞きまして、そして今の外川委員のお話を聞きまして強く感じたことですが、それこそ冬、私たちが小さいときはものすごい豪雪でした。年を追うごとにだんだん暖冬になっていることは、皆、実感していることだと思いますけれども、これがどういうことにつながるのかということは、今のお話で楽観視できないと思います。

そういう時代が来るからということで警告はあったのですが、意外と守られなかったのが京都議定書だったと記憶しております。これがパリ協定では、また今、目標というか、国連の方でもこのままだと大変だということを言っているんですけれども、やはりこれは、皆それぞれ、どのようにしたら温暖化の少しでもスピードを止めることができるのか、一般市民の感覚からしてそれに協力をするということはどういうことなのかということをお伝えする必要があ

と思います。

そういうふうなことで、自分のこととして市民が、県民がどういうふうにしたらいいのか、分かりやすいデータとかありますと私たちは見る機会があつて分かりやすいんですけれども、それを具体的に落とし込んで、一県民が、一市民がどういうふうにしたらいいのか。

例えば地震ですけれども、地震が来る来ると言われていますけれども、来てしまったら終わりなので、来てもどういうふうな情報、それに対応する策を考えることが大事かなと、私、いつも地震に対してはそう思っているんですね。来るよとか言うのは分かるんですけれども、一旦来たらどうしたらいいのか、その方が私たちの生活の中で対応することを常に考えていく機会になると思います。

以上でございます。

(神本会長)

ありがとうございました。

他にございますか。どうぞ。

(小林委員)

産業技術センターの小林と申します。

構成のところで気になったところがあります。11ページに分野の選定結果がありますが、それは国の結果から提示したということですが、考え方として最大公約数的に盛り込まれてはいたのかなという気はしました。

というのは、例えば自然生態系のところで、国の方に沿岸生態系があるのですが、それは本編の中には盛り込まれていないということがあります。沿岸生態系、この中身はちょっと私は分からないのですが、いろいろ自然生態系や沿岸生態系というのもこれから影響を受けることが多々あるのではないかなと思いますので、そういう意味で、他の分野についても最大公約数的に盛り込んではいかがかという点が1つ。

あと、12ページ以降、いろいろと適応策が書かれています。細かい中身ではないのですが、このような適応策というのは、多分、少なくとも北東北3県、かなり似ているところがあるのかなと思います。岩手、秋田はもう策定されているんですけどか。共通する部分があると思うのですが、その中で青森県のオリジナリティというのをどの程度出していくのかなと。青森県ならではのところはどこにあるのかと、そのポイント、もしお考えがあればお聞きしたいのと、あとそういうオリジナリティの部分に入りますが、今年の会議の場でもちょっと意見を言わせていただいたのですが、私、

農林総合研究所にいますので農業の分野、あるいは他の産業もそうかもしれませんが、気候変動という意味で、災害関係はまた別として単純に温暖化ということを考えて、決してマイナス面だけではないと。プラス面の部分もあります。

例えば、最初に説明された水稻の部分ですと、今まで県で作れなかった品種のコシヒカリが普通に作れるようになるとか、こういう遅い品種が作れるということは、もっといろんな品種が作れるようになる。それから果樹などでも、リンゴは影響を受けますが他の暖地系の果樹、そういうものがいいものが青森県で作れるようになるという部分もありますので、そういう前向きなプラス面の内容も、ただ適応策の中にはちょっと馴染まないかもしれないので、それは全体的なところだと思いますから、必ずしもということではありませんが、前向きな部分も青森県オリジナリティを入れるのもどうかと思います。

以上です。

(神本会長)

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

(武山委員)

八戸工業大学の武山です。2点あります。

1点は、この地球温暖化施策と出てくる時に、最初に再生可能エネルギーという話が出てくるかと思いますが、プロジェクトの中とかモニタリングでも最初にそれが掲げられています。

資料1の21ページ、排出係数の調整みたいなことをやっていますけれども、今、風力とかソーラーでかなり青森は随分造られていると思いますので、そこでの二酸化炭素の減量みたいなものが何か明確に、どこかに反映してくるといいのかなというのを、昨日あたりから、見ながら思っていたところです。感想に近いのですが、どこかに入るといいかなと思っています。

あと今日の気候変動適用取組方針の中で、網羅的に挙げられていますけれども、この度の豪雨を見ても、危険な地域にまだ住まわれている方が結構いるのかなと。そういう中で十分に避難できるような弱者じゃない人はいいいのかなという気もしますが、全国を見ると危険な地域に老人施設が結構な数建てられていますので、そんなところは今回の被害を見ても、まずはそこを対策すべきではないかというのをどこかに書き込んで、土砂災害の中にでも書き込んであげると、これも感想です。

(神本会長)

ありがとうございました。

今、緩和策についてCO₂がどれだけ削減しているかという話がありました。適応策の場合にも、分かりやすく伝えてほしいという意見がありました。これはどれだけきちんと評価できるかということに関わってくるわけです。後で事務局に御説明していただきたいのですけれども、国の評価手法に対する検討というのがどういうスケジュール感でやられていて、それを県としていつ頃までにどういうふうな形にするのかということを知りたいところです。

他に御意見ございますでしょうか。どうぞ。

(大黒委員)

八戸工業大学の大黒です。

取組方針を眺めていて、表1、国の概要と、それから表2を照らし合わせていろいろ見てきて、先程御指摘があったようにこの部分が抜けているとか、そういうがあるので、全部一応網羅しておいて、本県として重要である・重要でないといったことを分かりやすく書いていただければと思います。

それから、選定条件のところでも、一様に丸印ではなくて、去年も今年も大雨の洪水による被害とかあるわけですから、この中でもさらに喫緊の課題とか、そういったのを丸印を変えなくても本文中に何か記述していただくとか。それから昨今の状況ですと、その他の感染症という欄が国のところにはあって横棒がずっと引っ張ってありますけれども、これも、もう御承知のとおりでして無視もできない状況になって、その影響で地球温暖化の抑制という側面ではプラスの効果もあったのかもしれないけれども、ありとあらゆる産業に影響している、県民生活に影響しているということで、そういったことも少し意識されて書いていただければと思います。要望になりますけれども。

さらに、こういったことはやはり県民に周知する、啓発するということが大事ですので、一般市民向け、あるいは児童・生徒向けにゆくゆくは分かりやすく説明していく機会を設けていくのがもちろん必要だろうと思っております。以上です。

(神本会長)

ありがとうございました。

時間に限りがございますので、あと2、3人、御意見を頂戴したいと思います。どうぞ。

(渋谷委員)

青森県環境パートナーシップセンターの渋谷でございます。

この取組方針の推進体制の中で、今おっしゃってございましたけれども、国の施策があって、県が考えるこういう体制があって、大事なのはさらに県民にそれが落とし込まれて初めて機能していくものだと思います。この取組方針の中には、まず県がこうするんだという方向性までしか書かれていないというか読み取れない。この後県民に、こういうふうに落とし込んでいって、例えば具体的に言うと、私たちの活動で言うと出前講座とか学校教育の現場に落とし込んでいく手法、そういったところまで議論が進んでいければ非常にいいんだろうなと感じます。

例えば、具体的には、宮城県とかでは活発ですけどもユネスコスクールというような、小学校や中学校で、教育現場にこういった気候変動につながっていく考え方をしっかり落とし込んでいく、そういった方針、手法をこれから話し合える場が必要なのではないかなと感じました。

以上でございます。

(神本会長)

はい、他にいかがでしょうか。

今のところに関連するのですが、先程、5ページのところで青森県内のいくつかの市の現状と過去のデータが出ていますけれども、このように地域によって温暖化の状況も違いますし、絶対値も違うわけですね。それとそれぞれの地域で産業などが違うということで、青森県独自の基準の話もありましたけれども、おそらく重要性、緊急性で分野を選んでいく時に、青森県のこの地域、この地域という地域性も出てくるのではないだろうかと思います。そういうことに対して、どういうふうに取り組まれるかということも分かれば良いなと感じました。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは事務局の方から回答を少しお伺いした方がいいと思いますので、よろしくをお願いします。

(事務局)

取組方針について、様々な御意見をいただきました。皆様からいただいた御意見を踏まえ、どのように対応できるか検討していきたいと思っております。

また、お話がありました評価の関係でございますけれども、そちらにつきましても国の手法等がまだ確立されていないという状況がありますので、そちら

の方も踏まえながら推進していければと考えてございます。
以上でございます。

(神本会長)

ありがとうございました。

それでは議事の最初の方、御質問をいただきませんでした。そこも含めて全体を通して何か御発言がございましたらお願いしたいと思います。

【特になし】

(神本会長)

先程の5ページのデータのところ、それぞれの市によってデータがかなり違います。観測を始めた時期が違ったりするんだらうとも思いますが。その辺り、将来予測も含めてコメントをいただければと思います。

(外川委員)

5ページの気候変動のが各地域によって違うということですが、これは青森と八戸は古い時代からやっているのですが、むつと深浦に関しては50年という少し短いスパンなので、歳かとか、そういう影響もあって地域によって違います。

全般的に言うと、北に行けば行くほど温暖化のスピードが早いということで、東北の場合は1.3℃ぐらいの上昇ですが、青森は1.9℃と、そういう地域差で違ってきます。長いスパンで見えていかないとちょっと分からないかなという感じだと思います。

(神本会長)

ありがとうございました。

他に何かございますでしょうか。

私から、1つ、よろしいでしょうか。資料4の最初の方ですけれども、中小企業の省エネルギーに対する支援の充実というのが出ていたと思いますが、地域性に適合したとか、いろいろと説明があつて、具体的にどんなことか、もしお分かりでしたら。

(事務局)

こちらは中小事業者への省エネ対策ということで現在、実施している事業になります。中小事業者が持続的、継続的に省エネ活動ができるためにというこ

とで、モデル事業としてエネルギーマネジメントシステムに基づいた取組をしてもらっているところです。その活動の中で、青森県だと冬期間の気温が低いとか、いろいろ特性がありますので、そういった状況を踏まえながら青森県内の事業者も使えるようなマニュアルの整備というかたちで事業を進めているものでございます。

(神本会長)

分かりました。マニュアルの整備を進めて、さらに支援を強化すると、そういうことですか。

(事務局)

そうです。

(神本会長)

分かりました、ありがとうございました。
他に何かございますでしょうか。どうぞ。

(今委員)

アースレンジャーの今と申します。

かねてより、温暖化が進むとこういうことが起きると、随分前から予測されていて、現に今、方々で起きていて、いずれ青森県もという気がしています。今まで緩和策としていろいろ県の方針でやってきても、なかなか温暖化、二酸化炭素排出削減につながる行動が徹底されないことがあるという感じだと思います。今、それに加えて適応策のアピール、県民に理解してもらおう活動をされていくと思うんですけども、いずれにしても県の方としてどれくらいの感觸でおもちなのか、ちょっとお尋ねをしたいのですが。

適応策として、もし県民に10段階で考えると、何段階ぐらいに適応策の方は県の方は県民に理解されていると捉えられているのか教えてください。感觸として。

(事務局)

なかなか感覺的なものというのは難しく、やっぱり皆さん、受け取れる方それぞれということがありますので、私どもとすればいろんな方々に、どういった手法でするとつながるかということを考えながら細かい部分をやっているつもりでございますので、全体として何割とか、どれくらいというのは難しいと思っておりました。

(今委員)

すいません、答えにくいことを突然に申し上げて申し訳ありません。

というのは、私たち、アースレンジャーとしていろんな啓発活動とかをやっているんですけども、草の根作戦というのが一番大事なんだなと思いつつ、なかなか二酸化炭素排出の抑制につながるような行動が一般化していきにくいなど。ずっと前に比べたら随分定着しているし、県の方でもいっぱい県民局とかを使って宣伝もしてくださって、それが日常的になって、現にまたプラスチックごみの問題も今動こうとしているということもあるんですけども。

と同時に、この適応策についてもやはり九州の方のああいう悲惨な姿を目の当たりにして、皆、教訓にしているものの、やはりまだ人の心という感覚があるんじゃないかと思うので、本県においてもそういうことが本当に予想される深刻なことだと、そここのところの理解を進めると同時に、温暖化抑制につながる行動が一般的になっていくということが求められている時だと思うので、今、唐突な質問かもしれませんがけれどもお伺いさせてもらいました。

どうもありがとうございます。

(神本会長)

どうもありがとうございました。

そろそろお時間ですので、今日の議論はここで終わりということにさせていただきます。県としても、今、出た意見を参考にして、これから進めていくと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

事務局から連絡がございました。

(事務局)

皆様にお配りしている資料の中に、別紙といたしまして、令和2年度第1回青森県地球温暖化対策推進協議会の意見等照会票という1枚紙を付けています。本日御発言をいただけなかった部分や、資料を見て疑問に思ったこと等ございましたら、こちらの方で8月6日までに私の方にお寄せいただければと思います。

よろしくお願ひします。

(神本会長)

限られた時間でしたので十分御意見を頂戴できませんでしたがけれども、意見照会ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは事務局にお返しします。

(事務局)

神本会長、委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。本日いただきました御意見、そして「自分ごと」という言葉が出てきたと思いますけれども、そのことも踏まえまして地球温暖化対策の推進に向けて今後も取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き御指導等を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、第2回の協議会は11月を予定してございますので、何とぞ日程の御都合を合わせて御出席いただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(司会)

これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。皆様、御協力、どうもありがとうございました。

以上